

3 その他

- (1) 道路交通法第51条の13第1項第2号のイ、ロ又はハに該当する場合は、駐車監視員資格者講習を受講して修了考査に合格し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
- (2) 講習についての問い合わせ及び申込書の請求は、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話 026-292-2345 内線 298）にしてください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

交通指導課

正 誤

平成19年10月25日付け公告「一般競争入札」中

ページ	行(箇所)	誤	正
9	右側23	(5) 長野県内に本社又は支店 若しくは営業所を有する者 であること。	削除

河川課
